

平成28年度事業計画

群馬県交通安全協会（以下「本会」という。）は、公益財団法人へ移行後、3年目を踏み出すことになる。

本会が推進した平成27年度の事業は、「平成27年度群馬県交通安全協会事業計画」に基づき、群馬県及び群馬県警察の指導の下、関係機関・団体と連携を密にし、地域に根ざした各種の交通安全対策を積極的に推進した。

平成27年中の県内における交通事故情勢は、発生件数及び負傷者数が、平成17年以降11年連続して減少し、死者数にあつては、統計開始以来2番目に少ない68名（前年比1名増）という結果であった。

高齢化社会が加速する中、全死者に占める高齢者は34名（50.0パーセント）であり、前年比8名減少となったが、高齢者が加害者となる事故も後をたたない状況にある。

また、人口10万人当たりの交通事故発生率や初心運転者事故率が全国ワースト上位を占めるなど、県内の交通情勢は依然として厳しい環境にある。

平成28年度、本会としてはこの厳しい交通情勢を踏まえつつ、本会の事業目的である「民間の交通安全活動推進の中核的な組織として、群馬県内の道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るための事業を推進するなど、県民が交通事故のない安全で安心して暮らせる交通社会の実現に寄与する。」との方針に基づき各種交通安全対策を積極的に推進する。

更に、群馬県交通安全計画に示された目標のほか、平成26年12月22日施行の群馬県交通安全条例などを具現するためにも、引き続き群馬県・群馬県警察及び関係機関・団体等との連携を密にし、地域に根ざした公共性の高い各種対策を推進する。

第1 交通安全活動の推進、普及・啓発事業（公益目的事業1）

1 交通安全活動の推進事業

一瞬にして人の尊い命を奪い、平和な暮らしを壊してしまう交通事故を無くすことは、県民すべての切実な願いである。本会は人命尊重という理念の下、県民一人一人が交通ルールを理解するとともに、これを遵守し、交通マナーを

実践できる交通社会を実現するため、世代を問わず全ての県民を対象とした交通事故防止活動を行う。

(1) 幼児、児童・生徒

ア 幼稚園児・保育園児を対象とした交通安全教室

(公財)群馬県防犯協会との共催による「G-FIVEと学ぼう めがせ 安全 園児たち」では、人気キャラクター「超速戦士G-FIVE」をはじめ、着ぐるみ、腹話術、紙芝居など女性部特有の活動及びパトカー・白バイの展示等、子ども達の興味を引きつける方法により、「命の大切さ(命はひとつしかない)」を意識付ける交通安全指導を行い、子どもの交通事故防止を図る。

また、その安全教育の様様をテレビ放映することにより、視聴者への周知を図り、交通安全意識の醸成と啓発を行う。

イ 夏休み交通安全教室、交通安全クリスマス会

群馬県総合交通センターにおいて、警察が行う夏休み及びクリスマス等、各季の交通安全イベントを支援し、幼児、児童及びその保護者を対象とした交通安全教育を行う。

ウ 新入学小学生等に対する交通安全教育

平成26年度から県内すべての新入学児童を対象に、学童用交通安全傘(黄色)を配付しているが、本年度もこの施策を継続し、本会女性部員が入学式等の機会を利用して配布する。

また、併せて交通安全教育を実施し、通学路における安全な歩行方法や交通マナーの実践を指導する。

エ 小・中学校における自転車交通安全教室

各警察署、群馬県自転車協同組合等と連携し、交通安全小冊子(約2万冊)を配布する等、小・中学校において対象に応じた交通講話や実技指導などの「自転車交通安全教室」を開催して、交通ルールや自転車の安全な乗り方などの指導を行い、児童、生徒の自転車事故防止に努める。

オ 高校生に対する実技講習会

群馬県、群馬県自転車協同組合、各警察署と連携し、自転車・バイク通学を許可されている高校生を対象とした交通安全講話や実技講習会を

開催し、二人乗り、傘差し及び運転中の携帯電話・ヘッドフォンの使用等の危険性を理解させるとともに、安全運転技術の指導などを行い、高校生の交通事故防止を図る。

また、平成26年12月に施行の群馬県交通安全条例に基づく交通安全教育アクション・プログラムも作成されたことから、関係機関と協力・連携して取り組むこととする。

その他、バイクの3ない運動廃止に伴う二輪車講習会を、地区交通安全協会ごとに実施する。

カ 「中学生・高校生サイクルサミット」の実施

中学生・高校生が関係する交通事故を防止するため、一人一人に交通ルールを理解させるとともに、交通社会の一員であることを強く自覚することにより、命の尊さと交通安全の大切さを学び、安全意識の向上を図ることを目的とし、群馬県教育委員会主催の下、警察と連携して実施する。

(2) 高齢者

ア 高齢者宅家庭訪問指導

運転免許を持たない高齢者や老人クラブの各種活動及び地域の行事等にも消極的な高齢者は、安全教育を受ける機会に恵まれないケースが多い。こうした高齢者は、横断歩行中や自転車乗車中に交通事故の被害に遭うことも多いことから、女性部員が中心となって、地域の特性に応じた高齢者家庭を戸別訪問し、反射材やチラシを配布の上、交通事故防止ワンポイントアドバイスを行うなど、きめ細かな安全指導を行う。

イ 足元に生命（いのち）の発信運動

夜間における歩行中の事故は、反射材を身に付けていないことが多いことから、街頭指導や交通イベントなどの際、その場で本人が履いている靴などに反射材を貼付する「足元に生命（いのち）の発信運動」を積極的に展開し、高齢者の交通事故防止を図る。

ウ 出前式交通安全教育

高齢者が参加する地域座談会や高齢者学級等に交通安全教育車「ふれあい号」を派遣し、運転適性検査をはじめ、動体視力、夜間視力及び歩行者横断トレーナーなどの体験、検査を行う。

参加者には検査結果に基き、加齢に伴う反射神経の衰え等、運転適性に関する事項について、個別に指導する。

(3) 自転車運転者

ア 交通安全子供自転車群馬県大会

県、警察、県教育委員会、県自転車協同組合との共催により、「交通安全子供自転車群馬県大会」を開催し、学科及び実技競技を通じて、小学生に自転車の安全な乗り方を体得させるとともに、交通安全に関する知識を高め、自転車による交通事故防止を図る。

成績優秀チームには、群馬県知事賞、群馬県警察本部長賞、群馬県教育委員会教育長賞及び群馬県交通安全協会理事長賞等を贈呈するほか、優勝チームについては、東京で開催される「交通安全子供自転車全国大会」に出場させる。

イ 高齢者自転車大会

県、警察及び県自転車協同組合等との共催により「交通安全高齢者自転車大会」を開催する。

大会は、本年で第7回を迎えるが、学科と実技による競技を通じ、高齢者に自転車の安全な乗り方の習慣付けを目的としている。

また、大会出場者には「認定書」を交付し、1年間「自転車指導者」として、高齢者による自転車事故防止の意識付けを図る。

ウ 自転車安全教育指導者の育成

交通安全子供自転車群馬県大会、高齢者自転車大会の開催には、各地域から出場するチームの指導者を育成することや理解者を得ることが不可欠であるほか、各地で日常的に行われている自転車交通安全教室の内容充実を図るため、自転車安全教育指導者講習会を開催し、指導技能のレベルアップを図る。

(4) 二輪車運転者

ア 二輪車安全運転講習会（グッドライダーミーティング群馬）

毎年2回、群馬県総合交通センターにおいて、春・秋の全国交通安全運動期間中に一般二輪運転者の参加を募り実施している。

二輪車普及安全協会や県警交通機動隊等の指導の下、二輪車安全運転

講習会「グッドライダーミーティング群馬」として開催している。

イ 二輪車安全運転群馬県大会

毎年5月中旬、二輪車運転者の技能向上と交通安全意識の啓発を図り、二輪車の交通事故を防止することを目的として、「二輪車安全運転群馬県大会」を開催している。

大会の上位入賞者には、特別訓練を実施の上、各クラス（4クラス）の最優秀者を、三重県鈴鹿サーキットで行われる「二輪車安全運転全国大会」へ派遣する。

ウ 二輪車安全運転指導者の育成

二輪車安全運転群馬県大会や事業所・高校等における二輪車安全運転講習会の指導員を育成するため、二輪車安全指導員資格取得審査会の実施や全日本交通安全協会が開催する特別指導員中央研修会に参加させる。

(5) 四輪運転者

ア セーフティートレーニング

運転免許試験コースにおいて、毎年実施している四輪車運転者を対象とした安全運転講習会である。

一般社団法人日本自動車連盟（J A F）群馬支部と本会が実施主体として開催し、一般ドライバーを対象に「走る・曲がる・止まる」「見る・判断する・操作する」等を体験させることで、その重要性を再確認させ、安全意識の醸成を図る。

イ 夕暮れ時の早めのライト点灯等・反射材用品活用促進

主たる施策は～上州ぴかっと運動～

夕暮れ時や夜間における交通事故が多発していることから、運転者には夕暮れ時の早めのライト点灯や夜間におけるハイビーム（上向き）励行の実践を図る。

また、歩行者・自転車利用者には、明るい色の服装着用と各種反射材用品の活用を促進し、夕暮れ時や夜間における交通事故の防止を図る。

ウ 一斉街頭指導

地区交通安全協会では、各季の交通安全運動期間中や交通事故多発に伴う特別対策実施期間中に、警察署を始めとする交通関係機関・団体と連携

し、幹線道路や主要交差点付近において、交通安全チラシ、女性部員手作りの交通安全マスコット等の広報啓発物品を配布しながら、一斉街頭指導を実施する等、道路利用者に対する安全活動を推進する。

エ 高齢者・初心者しあわせドライブ

県、警察等と連携の上、自動車を運転する機会が多い高齢者又は初心運転者を含む3人1組のチームを組んで、153日間の無事故・無違反を目指す「高齢者・初心者しあわせドライブ」を実施する。

従来の高齢運転者に初心運転者を加え、幅広い年齢層を対象として交通事故防止を図る。

この運動の目標達成チームには抽選で景品が贈呈される。

2 普及・啓発事業

本会は、ドライバーはもとより、道路を利用する全ての県民が交通安全意識の醸成や交通ルールの遵守及び交通マナーを実践することにより、交通事故のない安全で快適な交通社会を実現するための普及・啓発活動を行う。

(1) 広報媒体を利用した活動

ア 機関誌・広報誌

本会の活動内容をはじめ道路交通法等の改正要点などを掲載した機関誌「交通安全ぐんま」を発行するとともに、その内容については、当協会ホームページ上にも掲載する。

また、各地区交通安全協会では、定期的に地域に密着した広報誌を発行し、関係機関や各戸に配布することにより、交通安全思想の普及・啓発を図る。

イ マスメディアの活用

年間を通じて新聞によるスポット広報を行う。

また、各季の交通安全運動や交通死亡事故多発に伴う緊急対策等の実施に際しては、群馬テレビ、FM群馬、新聞等のマスメディアを活用した重点的な広報を行うことにより、周知と交通事故防止に向けての意識付けを行う。

ウ 飲酒運転の根絶

重大事故に直結する悪質な飲酒運転の根絶を図るため、警察が実施する飲酒運転根絶キャンペーンに協力し、各警察署との合同による酒類提供飲食店への立ち寄り指導や飲酒運転根絶に向けての運動を積極的に実施する。

また、飲酒する機会には、飲まない人を決めるなど、仲間を安全に自宅まで送り届ける「ハンドルキーパー運動」を推奨し、その周知・普及を図る。

エ 思いやり通報運動

夜間に徘徊し、保護を必要としている高齢者や路上寝そべり等、交通上の危険者を発見した場合、積極的な保護・誘導とともに、110番通報する「思いやり通報運動」を主唱し、キャンペーンポスター、チラシの作成・配布により、県民への普及・啓発を図る。

オ 暴走族追放強調運動の広報等

暴走族を許さない社会環境と暴走族追放気運を醸成するため、関係機関・団体と連携し、「暴走を しない させない 見に行かない」のポスター・チラシ等を作成して配布するなど、積極的な広報活動を推進する。

カ 緊急対策の実施

死亡事故が多発した場合、県・警察の依頼により、横断幕・のぼり旗・縦看板等を作成し、緊急対策としての交通事故抑止を推進する。

(2) 各季の交通安全運動等の推進

ア 総決起大会、パレード

地区交通安全協会においては、各季の交通安全運動期間中、市町村、警察署及び関係機関等と連携の上、交通安全運動総決起大会、交通安全パレード等を実施し、県民に対し交通安全運動の実施を周知するとともに、交通安全意識の高揚を図る。

イ 街頭指導、車両広報

各季の交通安全運動期間をはじめ、毎月1日の「県民交通安全日」、15日の「自転車マナーアップデー」、25日の「高齢者交通安全日」には、本会役員、職員等による街頭指導や広報車による網の目広報を実施しながら、交通事故防止への注意喚起を行う。

また、県内幹線道路を中心に公共バスを利用したラッピング広報を行うことにより、通行車両及び同利用者、沿線住民等に交通安全を呼びかける。

ウ 女性部 2 d a y s リレーの実施

県、警察及び本会女性部が連携し、春・秋の全国交通安全運動中に実施する主要な施策である。

毎年、県内 4 方面（中毛・東毛・西毛・北毛）から一方面を指定し、女性部と他関係機関で編成された「交通安全キャラバン」による巡回広報を実施するとともに、各地区で実施する街頭指導やショッピングママ作戦等の現場に立ち寄り、参加者への指導督励を行う。

(3) 交通の円滑化対策

ア 道路の適正使用

本会は、道路交通法に定められた「交通安全活動推進センター」として、公安委員会の指定を受け、道路の適正使用に関する広報啓発活動を実施している。

また、警察が外部委託する道路使用許可現地調査業務を受託し、県下全域における道路使用許可条件の履行状況及び工事又は作業終了後の原状回復措置状況について、調査員が現場に赴き調査を行うことにより、交通の円滑化に寄与する。

イ 違法駐車 of 追放

慢性的な違法駐車の原因となる青空駐車（道路の車庫代わり駐車）は、適正な保管場所が確保されていないことに起因している。

本会では、群馬県警察が外部委託する自動車保管場所の調査業務を受託し、同調査の機会に違法駐車一掃に関する啓発チラシを可能な限り戸別配布するほか、家人への面接の機会を捉えて、違法駐車 of 防止に関する啓発活動を行う。

(4) コンクールの実施

ア 交通安全写真コンクール

県民の交通安全意識の高揚と交通事故防止意識の徹底を図るため、県内で実施される各種の交通安全活動をテーマとした写真を募集する「交通安全写真コンクール」を実施する。

優秀作品には、群馬県知事賞、群馬県警察本部長賞、群馬県交通安全協会理事長賞、上毛新聞社賞等の表彰を行い、交通安全活動の意識高揚と活発化を図るとともに、作品は交通安全運動などに使用するポスター・チラシ等に活用する。

イ 高齢者交通事故防止ポスターコンクール

高齢者の交通事故防止に関する県民の意識を高めるため、県内在住の方から、高齢者交通事故防止に関するポスターを募集する「高齢者交通事故防止ポスターコンクール」を実施する。

優秀作品には、群馬県知事賞、群馬県警察本部長賞、群馬県交通安全協会理事長賞及び上毛新聞社賞等の表彰を行うとともに、高齢者の交通事故防止の広報ポスターやチラシなどに活用する。

(5) 交通安全用品の普及及び交通安全資器材の活用

反射材、高齢運転者標識（高齢者マーク）等の交通安全用品やT Sマーク及び交通安全関係書籍の普及促進を図り、交通事故防止に寄与する。

T Sマークは、自転車安全整備士が自転車を点検・整備し、安全な自転車であることを確認したとき、自転車に貼付されるシールであり、傷害保険及び賠償責任保険が付加されていることから、この制度の普及・促進を図る。

また、運転適性検査車「ふれあい号」等の有効活用をはじめ、交通安全DVD・ビデオ、飲酒体験ゴーグル及び移動式交通信号機など、各種交通安全資器材の積極的な貸出しにより、県民の交通安全意識の向上に努める。

(6) 交通安全功労者及び優良自動車運転者の表彰

毎年、春・秋の全国交通安全運動期間中、交通事故防止に顕著な功績のあった個人、団体及び多年にわたり安全運転を励行し、無事故・無違反を継続している優良運転者を対象に表彰する。

(7) 交通事故相談

各地区交通安全協会に経験を有する相談員を配置し、日々発生する交通事故当事者等からの相談に対して、当事者が背負う精神的、経済的負担等を考慮した誠実かつ公平な対応に努める。

また、交通事故相談員の知識能力を向上させるため、各種研修会等へ派遣する。

(8) 支部活動

当協会の各種交通安全活動は、支部のボランティア活動により支えられている。各支部においては、交通安全教育、各種キャンペーン、交通安全運動等の地区交通安全協会事業に参画するとともに、通学路における学童指導、カーブミラーの清掃、お祭りなどの町内のイベント、交通安全パレードへの参加等、地域に密着したきめ細かな自主事業を行い、交通安全に対する県民意識の底上げを図る。

第2 運転者教育事業（公益目的事業2）

運転免許更新時における申請受付等の事務及び更新時講習、その他道路交通法に基づく各種講習の実施を通じて、運転者の交通安全意識の高揚及び運転技術の向上と危険運転者の意識改善等を図り、交通事故防止に寄与する。

また、運転者教育事業に付随する証紙を販売して利便を図る。

1 更新時講習

- (1) 優良運転者講習
- (2) 一般運転者講習
- (3) 違反運転者講習
- (4) 初回更新者講習

2 停止処分者講習

3 違反者講習

4 原付講習

第3 運転免許取得希望者の育成及び訓練（収益事業1）

本会の直轄事業として、優秀な自動車運転者を育成し、交通事故のない安全で快適な交通社会づくりに寄与する。

1 自動車教習所事業

群馬県交通安全協会が経営する直轄教習所として、教習生の信頼に応え得る教習に努め、交通安全意識の高いドライバーを育成する。

2 大型特殊自動車、けん引自動車等の練習及び講習事業

大型特殊自動車、けん引自動車の練習及びフォークリフト講習等を適正に推

進するほか、高齢運転者の事故防止を目指した高齢者講習を実施する。

第4 その他、公益目的事業に資するための収益を目的とする事業（収益事業2）

1 群馬県収入証紙の販売

地域住民の利便を図るため、群馬県総合交通センター、各地区交通安全協会（渋川警察署等を含む。）、群馬県自動車教習所及び群馬県大型特殊自動車練習所の各窓口において、各種申請に必要な群馬県収入証紙の販売を行う。

2 各種申請用写真の撮影

3 運転免許証の郵送

更新者の利便を図るため、郵送希望者に対して、免許証の郵送業務を行う。

4 他団体の業務処理

各地区交通安全協会では、事務委託契約に基づく地区安全運転管理者協議会等の事務局を置き、必要な事務処理を行う。